

# 桂坂小学校 P T A 規約

## 第一条 (名称)

本会は、桂坂小学校 P T A と称し、桂坂小学校内に置く。

## 第二条 (目的)

本会は、桂坂小学校児童の幸福と心身共に健全な成長を図るために会員が協力し、教育の振興につとめると共に、地域における教育環境の改善を図り、さらに自らの教養を高め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第三条 (性格)

- 1 学校教育・家庭教育・社会教育の振興を図る。
- 2 児童の健全な成長を図るため活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3 本会は、前条を本旨とする民主的な社会教育関係団体であるから、政党的・宗教的・営利的な活動に関与しない。
- 4 本会は、学校の教育活動を助けるため、学校の教育方針などについて学習し建設的意見を具申することはあるが、直接学校の人事・運営に干渉するものではない。

## 第四条 (会員)

会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校教職員とする。

## 第五条 (役員および役員会)

- 1 本会は以下の役員をおく。
  - (イ) 会長一名 (ロ) 副会長二名
  - (ハ) 庶務三名 (内教員一名) (ニ) 会計三名 (内教員一名)
- 2 役員の選任は別に定めた選挙細則により行なう。  
ただし、教員からの役員は校長の推薦による。
- 3 役員の任期は原則として二年とする。  
ただし、特別な理由のある場合はこの限りではない。また教員より選出する役員についてはこの規定は適用しない。
- 4 役員は任期満了後も新役員就任まではその任務を執行する。
- 5 役員中欠員を生じた場合は運営委員会の議決を経て補充ができる。なお、直近の総会にて報告する。
- 6 役員の任務
  - (イ) 会長は本会を代表し本会の事務を統括し総会、役員会並びに運営委員会を召集し各機関の議決を執行し、本会運営について最高の責任を負う。
  - (ロ) 会長は必要に応じて特別行事実行委員を募ることができる。
  - (ハ) 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその代行をする。
  - (ニ) 庶務は本会の庶務をつかさどり議事を記録する。
  - (ホ) 会計は本会の会計をつかさどり収支を正確に記録し年度末には会計監査の監査を経て翌年度始めの総会で決算報告を行う。

## 7 役員会

- (イ) 役員会は会長が召集し、役員、校長をもって構成する。
- (ロ) 役員会は本会の運営について協議し、また既決事項に関する事務を処理する。

## 第六条 (会計監査)

- 1 本会の会計を監査するため会計監査二名をおく。
- 2 会計監査の選任は役員と同様に行ない任期は一か年とする。

## 第七条 (委員及び委員会)

- 1 委員会の種類と構成
  - (イ) 運営委員会は役員および校長をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた者に出席を求めることができる。
  - (ロ) 地域委員会
    - (一) 地域委員会は各地域より選出された地域委員をもって構成する。
    - (二) 有事の際はこの限りではない。
- 2 地域委員会の任務
  - (イ) 地域委員会は児童の校外補導安全保持に関する事業を行なう。

## 第八条 (総会)

- 1 総会は本会最高の機関であって、予算・決算・行事計画その他重要事項を審議決定する。
- 2 総会の議事内容は少なくとも三日前に全会員に通知しなければならない。
- 3 総会は全員の五分の一以上の出席をもって成立する。ただし委任状を含む。
- 4 議長はそのつど選出し、総会の議決は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。書面での議決の際もこれに準ずる。
- 5 定期総会は年二回以上開くものとする。
- 6 会長が認めた時または会員の十分の一以上の要求があつた時、臨時総会を開くことができる。

## 第九条 (会計)

- 1 本会の経費は会費その他の収入によって支弁する。
- 2 会費は月額一家庭二五〇円とする。
- 3 会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

## 第十条 (規約の改正)

本規約は総会の出席者の三分の二以上の賛成により改正できる。

## 第十一條（附則）

- 1 役員選挙細則・慶弔内規は別に定める。
- 2 本規約および選挙細則は平成二年五月十五日から実施する。
- 3 本規約は一部改正し平成四年三月十二日から実施する。
- 4 本規約は一部改正し平成五年三月九日から実施する。
- 5 本規約は一部改正し平成八年三月七日から実施する。
- 6 本規約は一部改正し平成十六年五月二十六日から実施する。
- 7 本規約は一部改正し平成十七年二月九日から実施する。
- 8 本規約は一部改正し平成二十一年四月一日から実施する。
- 9 本規約は一部改正し令和二年四月一日から実施する。
- 10 本規約は一部改正し令和六年四月一日から実施する。
- 11 本規約は一部改正し令和七年四月一日から実施する。
- 12 本規約は一部改正し令和七年九月二十五日から実施する。